

「杉並子育て応援券」推進懇談会報告書【概要版】

【見直し検討の趣旨】

子育て応援券事業は、「子育ての不安感や負担感を解消し、親の子育て力を高める」、「子育てを応援するまちをつくり、地域の子育て力を高める」ことを目的に、19年6月から開始。

応援券事業は、他の自治体に先駆けてかつてない規模で実施されている事業であるため、随時、評価・見直しを行うことが必要。昨年度、見直しを行ったが、応援券に関しては、これまで様々な意見が区民から寄せられている。

このため、応援券の利用状況等を踏まえ、事業の目的に照らした対象サービスの在り方など、事業内容について検証し、必要な見直しを行うものである。

【事業の実施状況】

応援券の利用者率や登録事業者数は大きく増加

(各年度末)

	19年度	20年度
利用者率	48.7%	81.8%
登録事業者数	429件	796件
サービス支払額	約2.3億円	約8億円

【アンケートの調査結果】

平成20年11～12月実施、以下抜粋

応援券の対象者 (1,080件)	・「応援券を利用したことが子育てに役立っているか」という設問に、83.9%が「思う」「やや思う」と回答 ・「利用したことのあるサービス」で多かったサービス分類は、インフルエンザ予防接種(49.1%)、次いで、ひととき保育(30.4%)、親子リトミック(29.1%)
サービス提供事業者(361件)	・登録したきっかけについて多かったのは、地域のために役立ちたいが43.5%、次いで、応援券事業に共感した(41.3%)、利用者から要請された(37.7%)など。
応援券の対象でない区民(233件)	・「応援券が交付されている身近な方で、有効に活用されているか」という設問に、70.2%が「思う」「やや思う」と回答 ・自己負担の導入を検討したほうがよいサービスの分類で多かったのは、英語関連の親子体験講座(37.6%)、カイロ・整体師などが産後のお母さんへ提供する民間療法(36.2%)、鍼灸・あん摩・マッサージ指圧師、柔道整復師の提供する産後の施術(35.3%)など。

【検討の概要】

1 事業の目的に照らした見直し

項目	内容	
(1) 支給対象者	新規支給対象者に関する見直し	居住要件 区内に転入し、すぐに転出するような場合にも応援券を交付できる仕組みとなっていることから、新たに、 保護者が区内に3ヶ月以上居住していることを支給要件とする。
	見直し	年度後半の申請 応援券は、年度中の申請時期にかかわらず一年分の所定の支給額により交付されているが、 年度後半に申請された場合には、現行の半額で交付することとする。

対象者

	基本設計に立ち戻った対象者の範囲の検討	3～5歳児の年齢要件	保育園、幼稚園に通う3～5歳児の家庭については、サービスのニーズが少ないと考えられる一方、週末に父親が参加するサービスが重要との意見もある。このため、引き続きサービスの利用状況等を踏まえ、孤立した子育てとなりがちな 0～2歳児の子どものいる家庭への支援の重点化することについて検討する。
		国の施策との関係	国は21年度においても「子育て応援特別手当」を支給するとしており、こうした国の施策の今後の動向によっては、 応援券事業と国の施策との役割を適切に整理しながら、保育サービスを含む子育て家庭の新たなニーズへの的確な対応についての検討も、必要となる。
(2) 対象サービス	登録事業者の見直し	区外の施術等	登録事業者や利用額が急速に増加している 鍼灸マッサージ師、柔道整復師による施術、カイロ、整体師などの民間療法 については、昨年から区内サービスに登録を限定している。 現在、経過措置として認められている区外サービスの登録は、本年度限りとする。
		民間療法の位置づけ	カイロ・整体師などの民間療法については一定の利用実績も出ているところでもあり、引き続き産後1年程度の母親への全身調整について、登録を認めることとする。ただし、サービスの質を確保するため、 半年程度の活動実績があることを登録条件とする。
		幼児対象の英語・ピアノの親子講座	幼児を対象とした英語、ピアノの親子講座 は、実態は子どもの習い事となっているとの指摘がある。このため、 事業者の自己評価を活用して指導する等により、適正実施を図る。
	利用限度額の一部の見直し	施術等の利用限度額	登録事業者や利用額が急速に増加している 鍼灸マッサージ師、柔道整復師による施術、カイロ、整体師などの民間療法 については、親サポートのサービスとして利用限度額が5000円とされているが、自己負担を増やすことで十分な選択や他サービスの利用を促すため、これを 3000円に引き下げる。
	対象サービスの拡充	幼稚園の体験保育	ひととき保育などの預かりサービスのニーズが高いことを踏まえ、 未就園児に幼稚園が実施する体験保育を、子どもを預かるサービスの一つとして対象サービスに加える。
予防接種受診料		インフルエンザ予防接種の受診料については、本来保健医療施策で支援を行うべきところ、子どもの健康という視点に立ち、昨年から例外的に対象サービスとした。 他の予防接種への拡大については、応援券の目的からさらに乖離することから、行わないこととする。	
(3) サービスの質の向上	サービスの質の向上のための取組	登録事業者が急速に増加する中で、実際のサービスが区が承認したサービスと異なる、応援券を正しく扱っていないなどの事業者に対する意見が寄せられている。このため、 チェックシートの提出による自己評価、利用者によるモニタリングなどを行う。	

2 事業の更なる推進

項目	内容	
(1) 周知や情報提供等の推進	事業目的の周知	応援券の目的から対象サービスが決められているが、その趣旨が十分に伝わっておらず、保育料に使いたい、ミルクやおむつ代に使いたいといった要望が多い。このため、 事業の目的や仕組みを積極的に周知すべき。
	情報提供等の推進	応援券事業は、地域の団体、グループ、NPOなどの区民との協働により、地域の子育て力を高める仕組みである。区民、特に父親が主体的に地域に参加する動きをさらに広めるため、 成功事例の紹介などの情報提供や活動支援をすべき。
(2) 事業運営主体の育成	事業者や、NPOなどの地域の様々な団体による子育て支援を進める応援券事業の次の段階として、 登録事業者の評価や支援、行政事務の一部を担える主体の育成に取り組むべき。	